

京都市告示第339号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年9月20日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人わだつみ福祉会	障害児相談支援事業	プランセンター むっく 2670500046	京都市南区吉祥院中 河原里西町 35 番地 T101 号	令和元年7月31 日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)